

会議録

会議の名称	新しい公民館・図書館のあり方策定委員会 第5回
開催日時	平成17年 3月 2日(水) 14時05分から16時28分まで
開催場所	谷戸図書館読書会室
出席者	(委員) 朝岡委員 大澤委員 星野委員 加藤委員 服部委員 石井委員 米澤委員 木山委員 柳町委員 門委員 (事務局) 島崎保谷公民館長 小池中央図書館長 近藤係長 奈良係長 村上主任
議題	(1) 鶴ヶ島市視察について (2) 公民館の現状と課題について その2 (3) 今後の日程について
会議資料の名称	(1) 西東京市教育プラン21 (2) 生涯学習推進計画 (3) 中央図書館組織図 (4) 公民館職員配置状況 (5) 公民館について その2 (レジュメ)
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>委員長： 会議を始めます。最初に会議録についてと鶴ヶ島市の公民館・図書館の視察のまとめについてを議題とします。</p> <p>中央図書館長： 視察の記録については、提出された資料をもとに事務局でまとめました。また、前回の会議の議事録を本日席上配布しました。いずれも、内容に指摘事項があれば、事務局あて連絡ください。</p> <p>委員長： 公的な記録でもあるので、訂正点があれば次回の会議で確認してください。次の議題に移る前に、星野委員から前回の説明の補足について発言を求められています。</p> <p>星野委員： 鶴ヶ島西公民館に視察した際に利用者研修会があるという告知があったので、実際に参加してきました。2月17日に開催され、埼玉大学の岡幸江さんによる講義が行なわれました。要点のみ報告します。大人の学びに対する変遷について。90年代に社会教育から生涯学習に目が向けられるが、カルチャーセンター等の民間活力の導入ということについても、早い時期に限界が唱え</p>	

られた。96年の総務庁の文書にも現れており、そのあたりから国の施策が子どもや学校との接点についてであるとか、町づくりということが盛んに唱えられるようになった。一方で趣味的な活動をするグループが公的支援の対象からカットされたり、公民館の有料化もその時代から提起されはじめた、ということ。学習の自由ということがある中で、趣味や教養というだけで切り捨てられていいのかという視点の説明でした。公民館の現状について。さいたま市はすぐには廃止ということではないが、教育委員会の枠から外して長部局に移管する提案がされている。所沢市、狭山市、富士見市が公民館を有料化しようとしている。といった報告の中で、サークルのあり方や公民館の位置づけについて考察された。公民館は箱物施設ではなく、地域の人々が育む生き物である、職員だけが切り回すわけではなく、出入りする住民が活動を作り出すという説明でした。サークルについては、開かれた学びの場である、誰でもが参加できて、地域とも結びつきを持っている存在として公民館の利用団体が大事である。また、サークルの運営自体が民主的な手法を学ぶとして機能しているのではないかという説明でした。

グループの人々の感想を聞けなかったのが残念でしたが、50程度のサークルのうち、40団体程度が参加していました。昼の部と夜の部があり、多くの関係者が参加していたと思います。

委員長：

報告に対する質疑を受けます。ないようなので、私の説明に入るが、その前に今日は事務局から教育プラン21などの資料が配布されました。これらも今後の議論の参考にしてください。

では、公民館についてのその2を始めたいと思います。

朝岡委員長報告

「公民館と地域をつなぐ」（詳細配布資料参照）

委員長：

報告を終わります。質疑をお受けします。

委員：

国立市の資料や調布市の資料についてはどこでもらうことができるのでしょうか。

委員長：

各市のホームページや担当窓口で配布していると思います。

委員：

地方分権と地方自治改革は、同じ線上に置かれていると思われれます。そうした中で、行政が唱える市民参画は、非常に内容が乏しいものが多いと思います。今、私たち市民ができる参画とはどういうものなのか。いかに市民が使いやすい公民館や図書館にするために、どのように市民として参画できるのかお尋ねします。

委員長：

非常に答えづらい問題だと思います。具体的に、どういう公民館にしたいのか、またはどういう図書館にすべきなのかは、ここでは答えが出ないのだと思います。むしろ、こうした地域づくりをしたいので、どういう公民館が必要であるのかということになると思います。

分権で、国から市町村に仕事が下りてきます。そのときに、従前どおりの予算の枠や金額ではなく、仕事だけがふえてしまう。それぞれ借金を抱えているために、予算は減じながら仕事を地方に委ねることになるわけです。それでも西東京のような都市部の市は何とか切り回していけるかもしれませんが、過疎地の都市ではどうにもできなくなる恐れがあるのです。まさに自治体間の創意工夫が問われる時代になり、そうした中でどういった公民館をつくるのかが問われているのだと思います。

公共施設を民間活力に託すということも提言されていますが、立地条件の良いところでは民間

も受けてくれると思いますが、地方都市では受け手も出てこないのではないのでしょうか。委託料を切り下げさせて強引に引き受けさせることも考えられます。指定管理者制度の基本条例の中に経費の削減についてを盛り込んで、民託をする。結果としては、安くしすぎて破綻してしまうか、民間に施設ごと奪い取られてしまうかになるのではないのでしょうか。この当たりをどうするのかということだと思います。

委員：
地域通貨との関係はどうお考えでしょうか。

委員長：
人と人とのつながりを大切にしなければならないと考えます。地域通貨はコミュニケーションの手段であり、単なるツールであります。本格導入というわけではありませんが、武蔵野市のけやきコミュニティーセンターでは、地域通貨の導入を検討しているそうです。

委員：
こうした地方分権の流れに対して、西東京市民はどうしたらよいのでしょうか。

委員長：
何もしないで、何の提案もしなければ、国の示すようなさまざまな手法を講じて切り詰められてしまうものと思います。

委員：
こうした動きに対しては、個人で動くのではなく、団体に働きかけるということが有効だと思いますが…。

委員長：
団体と団体とがつながることがポイントかと思います。

副委員長：
政策に参加するにしても、行政の民度の問題が関わる訳です。とかく行政は、市民の参画を嫌がるもので、諮問機関や検討委員会をつくって事務局案を追認させるような方法で市民参加を唱えてきた。

新自由主義の導入。新自由経済社会を構築する動きを国も認めているわけで、新しい経済体制が進んで、市場経済がどんどん認められた場合、過疎化した地域は捨て置かれていきます。こうなると地方自治というのはどうにもなくなるであろう。西東京市も同様だと思います。そういう中で、国の財源をどういう具合に下ろしてくるのか、三位一体改革の議論もいまだ下りて来ていない訳ですから。例えば、西東京市で公民館と図書館を建てようとした場合でも、税金を集めてそれを建てましょうということは今はできない訳です。国と地方自治体との関係が議論されないと解決されない。時間のかかる問題とは思いますが、その方向をはっきりしないといけないと思います。

委員長：
確かに財政の問題は大きな視点になると思う。西東京の場合は、地方の小さな村よりはかなり有利な立場にあると思いますが、財政規模は縮小せざるを得ないと思います。地方交付税は減るし、いろいろな形で財源が小さくなることは間違いない。一番厳しい市では、三割程度の財政規模の縮小を考えているそうです。西東京がどれくらいの財政規模の縮小を考えているのか。しかし、仕事はふえる訳です。国からどんどん仕事の下りてきて、権限とセットなので一概に悪いとは言えない訳ですが、予算が減る中で仕事がふえればどこかをカットするしかないという選択肢

になる訳です。一番減らしたいのが職員の人件費。志木市の市長が職員削減の大胆な提案をしていますが、多分これからはどこの市でも職員の削減はしない訳にはいかないと思います。減らした人員はどこに持っていくのかといえば、施設や事業とともにアウトソーシングしていくのだと思います。新たな事業については民間と委託契約をしていく中で、ここ10年位には職員数を大幅に減らしていくということだと思えます。

そうした中で、どのような職員が求められているのか。少なくとも今までのような働き方は求められていないと思う訳です。市民にとっても、行政の組織や仕事や予算などを非常に良く知っている必要が出てくるのです。どういう仕事が行政の中で残されていく必要があるのか、その職に必要な職員を採用しなければならない。今までは国の基準があったので何もタッチできなかったし、何も考える必要もなかった、ところが、こういう問題について市民も参画せざるを得なくなっているのです。今後は、権力的な部分を除けば、相当の分野で行政は、市民や団体と協働して事業を行なっていく必要が出てくるものだと思います。ということは、これからの市の職員の働き方は、図書館や公民館の職員が今までやってきた働き方と非常に似かよってくると思います。自分たちがリーダーシップを発揮するのではなく、市民とパートナーシップを発揮しながら仕事を進めていく、そうならなければ、思い切って全部切ってしまう、きわめて小さな市役所を作って、ほとんど全ては民間に委託するという方式を選ばざるを得ないのではないかと思います。そこでは、公民館における市民の学習の場というのは非常に大きな意味を持つてくるのだと考えます。

委員：

委員長の報告の前に説明のあった鶴ヶ島市の利用者団体の研修会ですが、その成果は見えているのでしょうか。

委員：

今の時点では、はっきりわからないと思います。おそらく職員もまだつかみきっていないのではないかと、今後積み重ねていく中で成果が見えてくるのではないかと思います。

委員：

委員長の発言のように、どういう職員が残っていくべきかということがポイントだというのであれば、市民も同じく勉強していかないと、本当の意味で参画はできないし、お互いが向上していくという努力が必要だと思います。いずれにしても、50サークルのうちの40サークルが参加した研修会というのは私はすごいと思います。

委員：

多分この会の結論にもつながると思うのですが、少数精鋭というか、真の賢さというものが求められる時代なのだと感じました。ここ10年ほどは過渡期なのだと思う。地方分権といっても、市民にとってみれば権利を得られたというよりも投げられたという印象、市民参画という名のただ働きという印象がある訳です。もっと自分たちで動かないといけないんだということだって、どうやって知らなければいけないのか。それを学べる行政の組織は、図書館と公民館しかないのではないと思う訳です。だからこそ、公民館・図書館には、そういったことを熟知した職員にいてほしいし、使っている市民一人一人も、象の一部に触れて理解しているという程度に過ぎないのではないかと思います。これは象だったのだということを示してくれる誰かがいないと、そんな説明すらなく進んでいくことは大変危険であると思います。経済とこんなに密接に結びついていることを早く気づかないといけないと思います。

委員：

調布市のことを確認します。かつて調布では「たづくり」の建設のことで住民と市の間にまずい空気が流れたことがありました。そのことが一転して、このような計画作りまで進展したとい

うところにはどのような変化があったのでしょうか。

委員長：

調布市は、図書館はよく整備されていたのですが、公民館は数も内容も大変見劣りしていました。中央公民館を廃止して、たづくりという施設をつくって財団管理にしてしまった。それが現在のような状況に変わったのは、直接的な要因には上げられないけれども、一つには市長が変わったということがあるかもしれない。社会教育計画をつくる、と決めたときにちょうど市長が変わった。変わった市長が何かしてくれたということは一切ないのですが、雰囲気として後押ししてくれたという印象です。二つ目は、社会教育計画をつくろうといったときに行政の中に、図書館や公民館に愛着のある職員がいて、金がないので、予算を使わないのならば構わないのではないかという意見が事務局の中に一部あった。期待していないので、やれるのならやってみなさい、というようなところがありました。お金がないが故にどんどん会議を進められたという利点がありました。行政が関わる会議は、予算に限定されてしまうが、計画などつくる予定はなかったので予算はないから自由に進められる。予算化されればコンサルタントに何百万円も支払ってつくったり、そこまで出せないところでも委員会をつくって事務局案を訂正したり、学識経験者に執筆を依頼してつくっていたというのが普通だった。その予算すらないと、どんなやり方をしようとする自由だということです。市民委員を公募して策定をすることにしました。公募の委員数は30名と決めていましたが、予算がないのならば何人でも構わないということで、結局誰も断らずに35名ほどで議論を重ねてきました。

会議の回数も決まりはないし、つくる予定のない計画だから、いつまでに仕上げなくてはいけないという制約もない。気の済むまで十分議論をして、ボランティアが自由に議論をしていいのです。しかし、ここで大切なことは、お金は付いていないけれども、事務局は社会教育課がしてくれており、会場の確保や連絡などを行なってくれたことと、社会教育課の予算で年数回の学習会を開くことができたということです。この予算は、公民館がなくなったときに社会教育課の予算措置として持っていたものなのです。既に計画は出来上がっているのですが、今年度に限ってはフォローアップ講座ということで、「学び座」という市民の自主的な活動として続けています。いろいろなタイミングがあったということだと思いますが、本当に市民に依拠するしかなかった。依拠してしまえば何でもできる。しかも市民が動けば、市民はその結果について非常に気になる訳です。行政も市民の目があるので歯止めはかけられなくなってしまっただんどん進んでしまったということです。

もう一つは、私自身の大きな経験としてですが、今回は障がい者の人に大変多く入ってもらった。それは多くの市民にとってものすごく学習になったと思います。行政計画というのは、従来は学識経験者や事務局がつくった案文に対して意見をもらうという形がほとんどです。しかし、今回の計画は全部市民が書きました。事務局は1つも書いておりません。学識経験者である自分も、ごく一部だけ書いたところもありますが、主要な計画部分は全部市民が文言を訂正しながら書きました。もちろん市民が書いたものですから、最初は計画にはなりませんでしたが、1年かけて職員と対話しながら直していると、できてくる。ということは、行政のつくる計画でも、職員に書いてもらわなくても市民がつくれるんだということがわかったということが、貴重なことであったと思います。

副委員長：

調布のことで言えば、たづくりができたときに図書館の委託化の問題が提起された。たぶん公民館運動などに関わった市民は反対運動を展開した。そのときに一番反応が鈍かったのは図書館の職員であったのです。その図書館員を目覚めさせたのは、三多摩中の図書館職員が全部動いたということだった。もちろん市長の交代という要因もあったとは思いますが、運動が委託を撤回させたのです。当時は、社会教育課が図書館は委託に馴染まないということをはっきりと提起していたということだと思います。一番大きな力になったのは、地域の運動であったし、次に三多摩の公立図書館の連携が撤回の力となった訳です。

委員長：

たづくりの中の2つのフロアーが図書館部分でしたね。図書館も最初は委託の予定だったものを撤回させたのでした。中央図書館だけは残したという経過があります。

副委員長：

委託の反対運動の中でも、行政の意見も一部認めた部分もある。書庫と学習室の管理は、委託することは認めようと。その代わりに、図書館の機能は委託に馴染まないの、ということで、一応行政の顔も立てたということになっている訳です。

これからの時代は、住民の参画が大切なポイントになると思います。放っておけば、行政はしまいには住民基本台帳の管理しかなくなってしまうのではないかと思います。後はお金がないので何もできないということになってしまうのではないかな。経理なども、コンサルタントに委託した方がスムーズに行くのではないかな。財政も同じです。戸籍管理といった権力行政のみが残って、あとは民間にお願いすると思います。

委員：

前回と今回で、公民館の現状については大変良い勉強をしました。よくわかりました。しかし、我々は西東京市の新しい図書館・公民館のあり方を策定するために出席している訳です。具体的な問題と、基本的な問題との結び付きを論議したい。その点について話を進めていただきたいと思います。

基本的な現状と課題については概ね理解しました。

委員：

その点に関連する話があります。公民館の中で、どういった学びが必要なのかということを考える上で、今、三多摩の地域で自治体の財政分析や白書づくりが盛んに行なわれています。既にできているところではあきる野市や日野市、進行形では狛江市、町田市、多摩市が進めているそうです。西東京市でも住吉公民館の講師派遣事業で自治体の財政分析を行なう講座が行なわれ、そこから発展したグループが白書づくりを行なったということです。たまたま白書をつくった人たちの話を聞く機会がありました。公民館活動がスタートになって自主活動化して、その成果物で議会で議員が質問したというようなことを聞きました。

自治体の潤いを示す数値として、財政力指数というのがあるそうで、西東京市ではその指数が上がっている状態だそうです。一定以上この指数が上がってしまうと国からの交付税の不交付団体となってしまう、実は西東京にとってはそのときが本当の危機なのではないか、その対策を立てているのかどうか、という報告をしていました。そういうことを学習している方がいる、今、委員長の報告のように行政の計画づくりに関与することが可能な人はいるのだけれど、まだまだごく限られている訳です。まずは、自分の住む自治体が現状どうなっているのかということを知ることが、基礎的な部分で必要かと思っています。

委員長：

まだ質問や意見もあると思いますが、これまではどちらかというと基本的な枠組みについての学習をしてきました。それを踏まえて、では具体的に、どういう図書館と公民館をつくれればいいのかということに入らなければならない。その問題と、これからこの委員会をどう進めるかについては絡んできますので、いったん休憩して、再開後に今後の進め方について議論をします。

15時33分休憩

15時44分再開

委員長：

休憩を閉じて再開します。今後の会議の進め方についてを議題にします。事務局から説明があ

ります。

中央図書館長：

次回の日程から確認します。3月18日午後7時からということでしたが、こちらとしては、公民館図書館のまとめをお願いしたいと思っています。3月10日頃までには、これまで調査した資料等を再度まとめて自宅に送付します。これまでに、5回の会議と2回の調査を行なって、7回分の予算を執行おり、今後、18日を含めて年度末までに3回の開催が予算的には可能です。事務局では、現場の職員としての図書館・公民館のあり方についての素材は提供できますので、そういうものをベースに議論するのか、別な形で議論を進められるのか、その方法についてこの場で決めていただきたいと思います。

市長が交代して、マニフェストなどいろいろなところで市長自身の考えを発言されています。17年度当初予算については、4 - 5月の暫定予算を編成して議会に提出しました。暫定予算の原則として、経常的な経費等のみとなるため、あり方の委員会に続いて審議を予定していた、公民館・図書館振興計画策定に伴う懇談会の予算は計上していません。したがって、以前お約束した、3月中に議論が尽くせない場合には4月以降にも引き続いて議論を続けていただくということについてもできない状況になりました。4月以降に有志のボランティアとして引き続き議論するという方法がありますが、教育委員会としてはそのような形でお願いすることは難しいのではないかと思います。ですから今日そういったご提案があったとしても、持ち帰るとしかお答えできません。事務局としましては、無理なお願いになることは承知の上で、3月中に結論を出して教育委員会に報告していただくようお願いします。

先ほど休憩中に副委員長からも、きちんと時間をかけてあり方を検討すべきであるのご意見をいただきました。しかしながら、保谷駅南口の再開発ビルに公民館・図書館を移設する計画は、市の計画事業として決定しているものであり、これを計画どおり実施するためには、17年度中に公民館・図書館の全体計画を立てなければなりません。したがって、少なくとも6月中には「あり方」を受けて、駅前公民館・図書館の整備計画に着手する必要があり、6月にはいってなお、あり方委員会を継続的に組織していくことは考えづらいと思っています。

委員長：

事実のみ報告してもらったが、私なりに、この委員会のおかれた状況をまとめたい。

本来9月発足予定の委員会が11月にずれたために、出発時点でも3月末日の報告は無理であるという議論はしました。そのときに事務局としても、3月中に何らかのとりまとめをお願いするが、遅れた分を補うための4月5月分の予算措置を要求するという約束をしてくれました。

しかし、市長が変わってしまって暫定予算になったために、予算措置ができなくなってしまったということです。6月以降も予算が付くかどうか未定ということです。問題なのは、4月5月に委員会を行なうと一度は決めてはみたが、このときには我々の報酬がないということ。事務局としては、予算措置ができないので、何とか3月中に結論を出してくださいという提案です。

しかし、私は、幾ら頑張っても3月中に結論を出せる保障はないし、多分無理だと考えます。18日以降に半月に2度も集まることが無理だということと、仮に集まれても会議だけ開けばいいというものでもない。事前に考えたり、まとめたりする時間も必要だし、無理して集まっても、議論は深まらないと思います。3月中に予算の範囲内で集まる努力はします。しかし、結論を出すには難しいと考えますので、私としては、4月5月に正式な委員会として、無報酬で参加していただくということを提案したいと思います。その中で、最終報告は、遅くとも6月末には出したいということです。もちろん、館長もこのことは持ち帰らないと返事ができないとは思いますが、提案したい。

根拠は、我々の委嘱状には、この委員会の任期は、11月から報告の日までということになっています。これによれば、事務局のいうとおりに報告書を提出してしまうと、たとえそれが中途半端なものであったにせよ、その任は解かれてしまうということです。予算がなくても、最終報告書を提出しなければ、我々の任期は終わっていない訳ですので、無報酬であっても納得のいく議

論を続けるという考えもあるかなと思います。なぜ6月末までに結論を出すという期限を切ったかという、この委員会の答申を受けて、次の懇談会が予定されているという報告がありました。この立ち上げが7月であったとすれば、それに間に合わないといけないと思います。

このことは、教育委員会の同意も必要だが、その前に委員の同意も前提になります。

簡単にまとめれば、2つの方法があるということです。1つは、3月末までに最終報告を出してしまうという方法。今1つは、それが出せない場合には無報酬で会議を続けて、6月末ごろまでに最終報告を出すという選択肢が出ています。これについて自由に発言してほしい。

委員：

私は、無報酬でかまわないと思っています。私も、3月中に議論が深まるとは考えられません。あり方について議論するということは、基本的なことを詰めないといけない訳です。現段階ではまだ勉強段階です。このままでは所詮無理な話であろうと。そうすると4月以降にずれ込むのは結構なのですが、1つ引っかかるのは図書館長が報告したように、その行為を教育委員会が認めないのではないかとということです。そのことはどうなのか。

その点がクリアされるのであれば、委員長がおっしゃっている、後の提案に賛同します。

委員：

4月5月の議論が有効なのであれば、そちらを取りたいです。ただ、教育委員会が認めないとか、どんなによいものを作っても公的に認められないということであれば、またそのことが請願だの陳情という形になってしまって何も生み出さないのであれば、何らかの形でまとめをしないと、ここまでの皆さんの苦労が無駄になってしまう...

旧保谷市では、図書館の5館構想というものがあったのに、あつという間に3館になってしまったという過去を見てきている中で、そもそもこのあり方検討委員会を持ったということが、さまざま不備や不満を抱える中でも大きな変化だと思っているので、どんな形にせよ、少しでも形あるものにと祈っています。

委員：

客観的に考えて、当初決めたように、3月いっぱいには報告できるよう全力を傾けるべきだと思います。しかしもちろん、これまでの先生方の講義にもあるように、私たちにとっても初めての言葉や現実がたくさんあり、今後も継続的に議論していくことは大変有意義だと思います。そうした経過を教育委員や教育長は無視できないと思います。それを期待しながら、しかし3月末までには全力を尽くし、だめな場合には4月以降にずれ込むことでよいと思います。その努力に対しては、多くの教育委員は客観的に認めざるを得ないと思う。

委員：

私も、3月末までに議論を尽くすのは無理だと考えるので、委員長がおっしゃっている方法でよいと思うのですが、皆さんの懸念している部分もあるので、中間的なものを出して、議論の延長も認めてほしいということを出したらどうなのかと思います。

中央図書館長：

実際のスケジュールとしては、5月の教育委員会への報告がぎりぎりだと思います。その報告を受けて、6月以降の対応をしていくことになると思います。

手続き上の問題として、3月中に一応の報告はしていただき、内容について必要な訂正や修正を4月、5月にしていただくということでいかがでしょうか。タイトな日程の中で作成したため、精査できていないので、5月中にはその作業が終わるという説明はできると思います。

委員長：

教育委員会の日程はどうなっているのですか。

中央図書館長：

5月の第4火曜日頃になると思いますが、上旬までに議案を出す必要があります。

委員長：

議題として出すのはタイトルのみでいいはずで、文書は直前でも可能だと考えます。

先ほど来4月5月の継続討議の提案はしていますが、何らかの形で3月に報告するものは残しておく必要はあると思います。それは中間報告というようなものになると思います。私が図書館長のただ今の提案に乗れないのは、最終報告を出してしまえば、我々の任期は切れてしまうということです。任期が切れてしまえば、微調整をしていると言っても、我々は何のオーサライズもないままに勝手にやっているという状態になってしまいます。それは、非常にリスクが大きい。むしろ、中間報告だということを積極的に謳って出したい。まだ最終報告が残っていることを示すことで、無報酬だけれどフォーマルなものであるということをはっきりさせたいと思います。

その上で、何らかのトラブルが発生して、我々の活動ができないということになれば、中間報告は出してあるのだから、当面はそのもので進めていただきたい。

教育委員会が認めるかどうかということは、報告が出なければ、認めざるを得ないだろうと思います。逆に、報告を出してしまえばたぶん修正は認めないと思います。中間報告ということをも明記して、3月末日に提出するためにできるだけの努力もし、できるだけいいものを作りたい。そして、5月の教育委員会に間に合うように、無報酬で会議を重ねて最終報告を出していきたいという提案です。

中央図書館長：

3月末日に報告される中間報告とは、どのようなものをイメージされているのか教えていただきたい。

委員長：

限りなく報告書に近いけれども、最終報告でないということをはっきりと明示するために「中間」という言葉を入れるということです。できる限り完成度の高いものは頑張ろうではないかと。ただ、あと3回しか会議を持ってませんからね。

中央図書館長：

委員長が危惧されている、報告されたものは修正できないだろうということはどういう意味なのか教えてください。

委員長：

報告書を出してしまえば、私の任期は切れてしまうということです。ということは、この委員会は解散してしまうということです。

中央図書館長：

委員会が解散してしまえば、修正する権利がないということですね。

委員長：

修正したものを誰が認めるのかということだと思います。我々が委員であるからいろいろなことが認められ、修正点も書き加えられるということ。切れてしまえばその権限もなくなるので、それはまずいと考えます。

中央図書館長：

時間をいただきたいと思います。もし、ここでそのように決まった場合には、私の立場では返

事ができませんので、持ち帰らせていただきたい。その返事は、18日の会議の冒頭で話したいと思います。

委員：

私は、早く中身の議論を進めたいと思います。時間が少ないので、少しでも早く…。

先ほどの館長の提案でまだ議論していない点は、事務局案を提案してもらうのか、別の形で議論をするのかということです。とりあえずは何かベースがないと叩いていけないと思うので、ぜひ用意してほしい。今、館長と委員長が話している内容については現時点では私たちにはわからないことです。私はこの委員を受けた以上は、少しでも協力できたという実感を残したいし、次の会議ではできるだけ内容についての話し合いができればと思います。

委員長：

そのつもりです。

まず確認をしたいと思います。私の提案は、中間報告を提出するというものです。最終報告については、4月5日に無報酬で会議を開いて、5月の教育委員会に間に合うように詰めをしていきたいというものです。こういう提案でまずいという方は意見をお願いしたい。

委員：

教育長が、中間報告で結構です、後はいいですね。と言われるかもしれませんが。先ほど館長が中間報告のイメージを尋ねていらっしゃったが、私は中間報告はレジュメ程度でいいのではないかと思う。委員長は限りなく最終に近いものをとおっしゃるけども、そんなものを出せばもう結構だと言われて、任期が切れてしまうのではないかと思います。

委員：

私は、そういう程度の教育長や教育委員だとは考えていない。中間報告で終わりだ、結構だというような人が居るとは思わないです。以上です。

委員：

それはわかりません。以上です。

委員：

委嘱状の内容が最終的に有効なものと思うので、そこに書かれている内容を盾にして続けるということが可能だと思います。それが覆されることはないと思います。

委員：

それならば、私は中間報告などは出さなくてもいいのではないかと思います。

委員：

しかし、立場を考えると、中間報告はしておいた方がいいと思います。

委員：

館長が持ち帰るというのであるから、委員側としては3月中にはどうしても最終案は出ないということが大勢であるということ念押ししてもらってはどうか。

委員長：

私も、教育長や教育委員に事前確認をすることが望ましいと思うのですが、先ほどの委員の意見にもあるように、早く内容についての議論を始めなくてはならないという現実がある訳で、その過程で根回しをしていて別の提案が出ると、またそのための議論をしなくてはならなくなるということが起きかねません。

逆に言うと、私たちはこれしかやりません、ということをはっきりと通告して、立場をはっきりさせて、それを実現するためにはどうすればいいのかを教育長や教育委員会は考えてください。我々は、責任を持って報告書をまとめるのは3月末では無理があるということは最初から言っているのではないかと。そういうことは必要だと思います。

中間報告をまとめるにあたっては、レジュメ程度にするのか、きちんとした文章にまとめるのかは、まだ時間があるので議論をしていきたいと思います。

教育委員会への打診はしてもらうが、我々の側が選択肢の幅を広げるということは、結局肝心の議論に入れなくなる恐れがあるので、交渉は事務局にお願いして我々の基本的立場だけは確認したいと思います。

副委員長：

中間報告でいいのではないか。

委員長：

普通、中間という言葉が付いていれば、それで終わりとは考えないと思います。終わりだと考えるならばそれは異常なことだと考えます。

「中間」という言葉に異論がないようであれば、3月末日までには中間報告を提出したいと思います。そして、それ以降のあり方委員会の方向性については、事務局を通じて打診していただく。

次回以降の進め方だが、本来は委員全員に提案していただきながら、キーワードをまとめて提言文を作りたいところですが、それをやっていると時間が過ぎてしまうので、中間報告については、事務局に叩き台を出してもらおう。ただし、叩き台に文言を追加したり、文章を訂正するのは結構大変なので、今のうちに次回の委員会までに委員の意見を事前に事務局に提案しておいてほしいと思います。視察調査の時と同じように、委員としての提案を別に募っておいて、事務局案と比較しながら次回の討議を進めたいと思います。

事務局は、叩き台と委員としての意見の集約をまとめておいていただきたい。委員は、メールかファクスを使って送ってください。

中央図書館長：

15日頃に資料送付をしたいので、10日頃までには意見を上げていただきたい。

委員長：

委員は、10日を目途に努力をしてください。ただし、10日を過ぎたとしても、締め切らずに受け付けてほしいと思います。それは参考意見として、今後の審議に十分使えるものになるので、よろしくをお願いします。

18日以外の審議日を決めたいと思います。（各委員の日程を確認）

予算枠の2回を開催することは皆さんの都合からも無理なので、30日の14時からにしたいと思います。次回は、18日の19時からです。それでは散会します。